

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）附則第1条第1項第5号に掲げる規定の施行期日は、次の各号に掲げる規定ごとに当該各号に定める日とする。

- (1) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分に限る。） 平成23年12月2日
- (2) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。） 平成24年2月2日
- (3) 第30条第2項を削る改正規定、第64条の3の改正規定及び第66条の改正規定 平成25年1月1日
- (4) 第117条の改正規定及び第118条の改正規定 平成25年4月1日